

令和3年度第2回〔第七期目第4回〕
松島町入札監視委員会

令和4年1月28日（金）

午後2時00分～

（松島町役場大会議室）

令和3年度第2回〔第七期目第4回〕松島町入札監視委員会

出席委員（4名）

委員長	赤石雅英	
委員	武田三弘	泉田成美
	梶塚善弘	小川真儀

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

建設課	建設班
教育課	生涯学習班
水道事業所	施設班
町民福祉課	町民サービス班
財務課	税務班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島副町長	熊谷清一
財務課	課長 佐藤進
	財政班 班長 松村武文
	主査 越野博之
	主査 齋藤寛

委員会次第

令和4年1月28日（金曜日）午後2時00分開会

1 開会の挨拶

松島副町長 熊谷清一

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

入札監視委員会委員長 赤石雅英

（2）審議 工事請負契約3件 業務委託契約3件

3 閉会の挨拶

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

2 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 それでは、続きまして、契約案件の審議等に移ります。

審議案件抽出理由の報告について委員長よりお願いいたします。

○委員長 お手元の資料で今回 6 件、工事と業務委託で 3 件ずつ取りましたけれども、それについての審議案件の抽出理由等をご説明したいと思います。

お手元の資料の抽出理由というところがあるかと思うんですけども、そちらをご覧ください。

まず、工事 3 件につきましては、その①から④までありますとおりになんですけれども、私のほうで発注一覧表、ぱっと見たときに、さっと全体見たときに落札率が非常に低いのが多かったんです。どういう理由なのかということで、ですから、まずは低落が結構多かったものから、低落札の理由、それをまずちょっと確認したいなというところが 1 つでした。

あとは、ここの③で、1 者入札というのが、条件付きなんだけれども、結果的に 1 者しか応札していないというのが結構ありました。その辺をですから中心に。あとは、変更契約とかが幾つかありましたけれども、その辺も確認したいと。

業務委託についても、ほぼ同じです。まずは低落札、それから 1 者入札があったんだけど、条件付きでも 1 者入札になっちゃったと。

あとは、ちょっと特殊な、ここでも④で、1 者随契だったんだけど、落札率がちょっと 100% じゃない。通常 1 者随契だと積算価格、ほぼ 100% というような感じが多いのに、そこだけがちょっと違っていたので、そこ何でかなというところで、確認したいということでピックアップしました。

この半期、4 月から 9 月までの発注の状況につきましては、総括表に記載がありますので、そちらはご覧くださいというところでございます。

以上が審議案件の抽出理由なんですけれども、あと今日、ほぼ 1 時間程度で換気したいというところもありまして、請負 3 件終わったあたりのところで、1 時間ぐらいのところで、途中休憩を 1 回入れて、残り 3 件やってということで、2 時間ちょっとぐらいというスケジュールで審議をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 審議

○委員長 それでは、早速審議案件、工事のほうの 1 件目、初原宇樋田地区水路改修工事。

抽出理由につきましては、これが 1 者入札になっているので、しかもこれが条件付きで 1 者入札ですね。条件付きで 1 者入札であったこと、それから契約内容の変更が行われているので、変更契約の理由というところを中心にお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○建設課 それでは、審議番号 1 番について説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

事業概要につきましては、水路改修工として門型カルバート（1, 100×1, 100）、7メートル、既設石積水路撤去工7メートル、付帯工一式を施工するものであります。

入札参加条件としては、松島町に本店又は請負契約について本店から委任された支店若しくは営業所を有している者であること。土木一式工事の総合評定値が400点以上の者であることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、1者の申込みがあり、入札を実施しております。

続きまして、1者入札となった要因について説明いたします。

入札参加条件は松島町内の土木一式工事400点以上で募集しましたが、資料の19ページをご覧ください。

資料19ページの平面図に記載しているとおり、工事用資材などの搬入経路の確保に困難を要すると想定される現場条件であったため、入札に参加する業者が少なかったのではないかと思います。

続きまして、変更契約の理由について説明いたします。

今回の変更契約につきましては、2回の変更契約を行っており、1回目は1か月の工期延期、2回目は現地精査による内容のみの変更を行っております。

まず、1回目の工期延期につきましては、資料の33ページの変更理由書に記載しているとおり、当初工程では管渠工の施工時期を6月下旬から7月上旬頃の計画で考えておりましたが、コロナの影響もあり、ボックスカルバートの資材納入が遅れた上に、施工時期に天候不順が続き、据付作業ができなかったため、工期内完了が見込めなくなったことから工期を1か月延期することにしました。

次に、2回目の主な変更理由につきましては、資料の35、36ページを参照してください。

変更理由書に記載しているとおり、当初設計では掘削土砂による埋戻しで考えておりましたが、掘削土砂に大小の石殻片の混入が多く確認されたことから埋戻し材として使えず、購入土による埋戻しにして対応することにしました。

2つ目に、当初設計では上流側の既設開水路終点部までボックスカルバートを設置する計画でありましたが、現地精査の結果、開水路終点部までボックスカルバートを設置すると水路断面の変化が大きくなり、水の流れを阻害するおそれがあることから、ボックスカルバートの据付けを1メートル減工し、水路断面の変化を小さくすることで水の流れを阻害しないように対応することにしました。また、ボックスカルバートの減工に伴い、既設水路構造物処理も減工しております。

以上で審議番号1番についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

まずは、1者入札になった理由については、工事場所がちょっと悪いぞということで、資材置場等、あるいは搬入でしょうかね、その辺で苦労したんじゃないかと。苦労といいますかね、なかなか応札、応じなかったんじゃないかと。

それから、工期について、変更について、まず工期変更、これはコロナ、天気によるということでありましたけれども、2つ目の理由が埋戻しを購入土にしたりとか、あと工事を少し、規模の縮小とまではいかないと思いますけれども、ただ、これ金額は変更されていないんですよ。

○建設課 はい、材料だけ変更にしています。

○委員長 いや、だから何か埋戻しを購入土でやるとなると、新規、追加投資が必要なんじゃないかなと。となると、そこのプラス部分をそれ以外の設計変更でマイナスとなった分を相殺してほぼ同じ金額というイメージでよろしいのでしょうか。要は、設計、内容変わったけれども、金額が同じだったという理由です。そこを教えてください。

○建設課 ボックスカルバートの敷設延長が短くなった分と、あと土工に係る部分の工事の土量ですか、関係が多くなった分で相殺されたという形になっております。

○委員長 このあたりはアバウトで考えるとそうかなというところで納得できそうな感じでしょうかね。

○委員 もともとそのようにやる会社もあると思うんですけども、ちょっとよく分からないところもありますね。落札額が、もともと設計額が330万円ほどだったと思うんですけども、1者なのに落札が50万円ぐらい安くなっていますけれども、何かこういうケースですと100%に近い金額になるのかなというイメージがすごくあったんですが、このような場合は逆に設計が高過ぎるのかなというようなイメージもあったんですけども、特にそういったことはないですか。

○建設課 設計については、土木の基準書にあります設計のほうでしっかり積算しておりますので、高過ぎるといったイメージというか考えは町のほうではありません。

○委員 企業が本当に頑張ってくれたという感じですね。

○建設課 そうです。

○委員 あと、天候不順によりということで工期を延期したというんですが、これ水位が高くなったりとかしたということの考えでよろしいんですか。

○建設課 そうですね、この時期、ちょうど施工する時期のとき雨が降りまして、ちょっと水位のほうで、現地での水位がなかなか下がらなかったもので、その関係でどうしても現場作業ができなかったということになります。

○委員 それで、変更理由のところ、ボックスカルバートを設置すると水路断面の変化が大きくなるということで、阻害するので短くしたとあるんですけども、これはもともと設計の段階で分かっていたいなければならぬような感じのことだとは思いますが、それが入った金額で330万円ということだったわけですよね。ですので、何かそこら辺、ちょっとすっきりしないといいますか、それを設計変更したんですけども、結果的にチャラというような感じになっているところで、これはやっぱり設計の段階ではそれは阻害するということは読めなかったという感じになっちゃうんですかね。

○建設課 現況の水路というのが石積みの水路というか昔の石板を積んだところに上に大きい石

板を積んで水路に負担をかけたというような箇所でした。位置的なものは分かっていて、あと今の現況のその手前の開渠の部分も分かっておりましたので、中からもずっとこういう感じというのは分かっていたんですが、どうしてもその石板を取ると、民家のすぐ近くにありましたので、民家まで影響が出るということで、少しずらさなければならなかったというのが一つ原因になっておりました。あまりずらし過ぎて開渠部分の水路の部分までやってしまいますと、もう急激に段差というか、水路と水路のずれが生じるということで、ある程度手前で止めて、その曲がりのすりつけを行ったという形に変更したものでございます。最初から何かその近くでちょっと石板の状態が悪いとか、この地山の状態が悪い状況というのは、蓋を開けてみてちょっと分かったというものですから、最初からは読めなかったという形になります。

○委員 なるほどね、分かりました。

○委員 ボックスカルバートを1個減らして工事が減になったわけですがけれども、一方では増ということでフェンスの設置と道路補修の補修費がなくなって、この金額、プラスマイナスゼロになったということだと思えるんですけども、うまく合ったなと思えるんですけども、例えばこれはあれですか。フェンス、こう隣地の住民から要望あって、当初はなかなか予算がそこまで確保できていない状況であったが、一方で減額になったので、要望を聴き入れたという形にしたということかなというふうに想像しますが。

○建設課 当初、始まる前は、ここの住民さんからは、基礎ブロックという、上フェンスのない状態の下だけのブロックだったんですけども、それはお隣同士でブロックが並んでいたところだったんですけども、うちのほうは復旧しなくていいよと最初は話あったんですけども、実際工事入る段階になって、やっぱり基礎だけ復旧してもらえないですかということでの追加という形でやりました。

○委員 原状復旧ということか。

○建設課 原状復旧という形となります。

○委員 道路補修は、これは、やっぱり極端に言えば、予算的に減額になったから、これでプラスしてもよくなった感じでやったということではないですか。

○建設課 実際そうです。

○委員 大した額じゃないですけども。

○建設課 道路の修繕のほうも、どうしても民地内の道路を通らせてもらっていて、そのところで一部割れが生じているところがあるんですけども、そのところにうちのほうで当初見えていたよりも上げていたところを直すと水たまりがどうしてもできてしまって、実は水たまりを解消するためにちょっと増やさせていただいたという形の流れになります。

○委員長 よろしいですか。じゃ、あと。

○委員 ちょっと今の点なんですけれども、結局これ流れは分かったんですけども、金額とあって、これって、具体的に、大体でいいんですけども、このくらいプラスで、これくらいマイナスだから、相殺するとプラスマイナスゼロだって、そういうのはどこかで計算とかはしているんですか。

- 建設課 計算というか、精算する前に確認しています。
- 委員 とりあえず、結局金額が変更のとき変わっていないので、その内訳として、結局流れは感覚的には分かるんですけども、結局そこが本来プラスとマイナス差が出れば本来は増額とか減額になる話であって、そこはプラスマイナスゼロということで、つじつまを合わせてきているのか、それともさっきのフェンスの話とかも含めてという話になるのか、それとも、いや、ある程度、多少のことは別にしてプラスマイナスゼロでもいいと思うんですけども、そういう何か根拠というか、金額的な根拠があってプラスマイナスゼロになっているというお話なのかというところの確認です。内容的な根拠は分かるんですけども、そこが契約変更になっているのでちょっと気になったというか、簡単で良いので、このくらいプラス、このくらいマイナスなので、どこというのが、根拠資料というか出されているのか。それとも感覚、感覚と言うと語弊がありますが、そういうので、まあプラスマイナスゼロでいいかという話なのかでちょっと違うと思うので、ちょっとそこを確認というか、何か、いや、やること自体は別にプラスマイナスゼロがおかしいというか、結果論としてそれは別に構わないんですけども、その途中経過というか、そこが全然ちょっと分からなかったの、金額的にもどうなっていますか。
- 建設課 まず、設計変更する際には、最終的に、全部終わる前に現地のほうを確認できた段階で最終的なものの精算というものを上げていただいて、設計変更の数値を生で入れていくという形になるかと思えます。その生で入れた数値が今回たまたま物すごく近い数字だったという形なものですから、ボックスカルバートの部分がちょっと減ったので、その分を上げるために土工を増やしたりとか、ほかの工事を増やしたりとかというのは考えておりません。あくまでもその部分で減額になれば減額変更という形で考えますので、直接工事費でほとんど同じ金額になっておりますけれども、たまたまそのぐらいの金額になったという形になっております。
- 委員 具体的な数字というのは、どこ見れば分かりますか。
- 建設課 数値的には、設計変更の資料の40ページ、41ページになります。こちらのほうで、40ページの中段付近に直接工事費とありますけれども、この直接工事費はほとんど変わらない金額になっているということで、多少の円単位のお金はずれておりますけれども、最後の端数処理の関係上、ゼロという形で、金額も変わらない形で変更させていただいたということになっています。
- 委員 結果的に1者入札になったわけですけども、今回の水路改修工事、潜在的な競争者というか、入札の資格条件を満たす会社というのは潜在的に何社ぐらいあるんでしょうか。
- 建設課 まず業者公募につきましては、松島町建設工事競争入札参加資格の別表にあります土木の維持工事1、000万円以下ということで、松島町の地域要件、あと400点未満という形で公募をしておりますけれども、実際その点数を持っているところは、その当時に11者ありまして、そんなにボックスカルバートとございますけれども難しい工事ということもないので、皆さんどこの業者でもやれるのかなというイメージではありまして、10者以上はあるということで公募をかけたという形になっております。たまたま今回1者しか来なかったんです

けれども、先ほど申しましたけれども、現場条件等々でなかなか集まらなかったのかなと思っております。ゼロになればですが、地域要件を広げたりとか考えておりますけれども、1回目の公募をやる場合には、やはりこの基準にのっとって最初は行いたいということで、今回、松島町400点ということで公募いたしました。以上でございます。

○委員 明細書のところにコンクリート人力打設という表現があるんですが、これはコンクリートを購入して打ち込むまでの金額というようなイメージなんですか。それとも、コンクリートの生コンの金額のことを言っているんですか。

○建設課 生コンプラス施工分の手間まで含まれます。人力打設ですので、ポンプ打設ですとポンプ車持ってきて打設という形になりますが、人力打設は生コン車から直接トレミー管とかで、その打設する部分まで下ろす場合もありますし、本当に狭いところはネコですかね。ネコで持って行ってこう下ろしてというのがありますし、あとバックホーで下ろすとかそういったものがありますし、それを含めましてポンプ車打設以外は全部人力打設といったことで積算しております。

○委員 こういう表現なんですね。

ちなみに、この右側に「養生なし」という言葉が書いていますが、養生しないでいいんですか。

○建設課 施工的には暖かい時期の施工でしたので、養生なしという形で書いています。

○委員 養生なしというのは、寒いときだったら、ビニールシートをかぶせるとかそういうようなことはしないんですか。

○建設課 ビニールシート、通常土木屋さんにはビニールシートは養生なしのときでもかけますけれども、かなり大きい範囲でなければ。あと、屋内とかでなければかけますけれども、養生ありといった場合には、炭火の養生、練炭養生とか、あともっと寒くなりますと、シートかけてジェットヒーターで養生するとかというのはありまして、その養生する場合にはまた別途計上で歩掛が上がっていくという形になります。

○委員 それでは吸熱養生とか加熱養生とか、そういったような意味のことなんですね。

○建設課 のみの養生ということで。

○委員 養生なしというと、コンクリートの品質悪くなりますから、表現はちょっとよくないなと思ひまして。

○建設課 歩掛がそういうふうに出てきてしまうんです。

○委員 ですから養生なしと、一般的に養生は義務づけられていると思いますので、もうちょっと詳しく書いたほうが良いかとも思います。

○委員長 あと何かございませんか。よろしいですか。

じゃ、結構でございます。どうもありがとうございます。

○委員長 審議案件2番目、町民グラウンドLED照明新設工事です。

これについては、落札率が77.6%と低落札率であったこと、それから変更契約が行われ

ていますので、この変更契約の理由と低落札の理由。それから、あとは積算価格、これどうやって積算、算定したんですかと。一応その3点を中心に説明をお願いいたします。

○教育課 それではご説明をさせていただきます。

初めに、事業概要をご説明させていただきまして、後ほど先ほどの抽出案件となりました理由について述べさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページ目をお開きください。

本件につきましては、生3工第029号町民グラウンドLED照明新設工事となります。

概要は、2ページ目の資料を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、支出科目につきましては、10款5項1目14節となります。件名につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

事業場所につきましては、松島町磯崎字浜1-2、松島町民グラウンドということで、文化観光交流館の脇にありますグラウンドとなっております。

続いて、事業概要をご説明させていただきます。

松島町民グラウンドに設置されました屋外照明、水銀灯の老朽化に伴いまして、環境に配慮しましたLED照明等の整備を行ったものでございます。照明用の支柱につきましては8本ございまして、1本当たり照明灯具を8基設置しております。

資料の8ページ目を一度お開きください。

工事の施工箇所のイメージとなります。グラウンドの4隅並びに中央部分に、郵便局側に4か所、そしてあと交流館側に4か所ずつ支柱がございまして、そちらの支柱のてっぺんに取り付けられた水銀灯の灯具をLED照明に交換したのとなっております。

資料の2ページにお戻りいただければと思います。

契約関連についてご説明させていただきます。

こちらは、入札は令和3年9月2日に実施しております。

発注方法につきましては、条件付一般競争入札ということで、資料10ページとなります。

まず、こちらの応募資格につきましては、大きい2番の(2)からちょっと申し上げさせていただきますけれども、令和3・4年度の一般競争入札参加資格登録簿(電気)にまず登録をされていること。

そして、(3)番の宮城郡、塩竈市、多賀城市又は仙台市に本店又は請負契約について本店から委任された支店若しくは営業所を有している者であること。

(4)としまして、契約事項審査結果通知書の電気工事の総合評定値が600点以上の者であるということを主な条件としております。

すみません、また2ページのほうに戻らせていただきます。

こちらの一般競争につきましては、まず応募としまして、先ほどの条件に合致した業者さん、5者応募がございました。実際、入札は1者辞退ございまして、応札は4者のみとなっております。

入札回数は1回になりまして、予定価格については、1,530万6,500円で、こちら

は設計額と同額となっています。

落札金額につきましては、1, 188万円となっております。

契約日につきましては、令和3年9月8日、そして工期につきましては、契約日から令和4年2月28日となっておりますが、予定より工事のほうが多く進みまして、年内中12月7日に完成をしているところでございます。

なお、契約は、一度変更契約をさせていただきまして、こちらは54万5,600円増額の1,242万5,600円となっております。

それでは、抽出事項になりました理由についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の4ページをお開きください。

こちらが今回の設計書になりますが、まずこの設計に当たりまして、LED設置工事に関する積算資料としまして、歩掛物価本と言われる部分にこういったものの参考とする部分がないため、複数業者から見積りを取らせていただきまして、そちらを参考として積算をさせていただいているところでございます。

今回の落札率につきましては、77.6%ということで、設計額と落札額に開きがございまずことから、内訳書で比較をしまして、落札額との確認をしております。

内容につきましては、労務費の設計額のほう、こちらが307万円に対しまして落札業者の後のところ、これが落札業者の内訳書になりますが、労務費が60万円ということで、247万円ほど差額が生じているところでございます。

参考までにほかの応札業者の内訳書も確認をさせていただいたところ、労務費については340万円程度から250万円程度の金額で応札がされておまして、今回のこちらの金額の開きにつきましては、応札業者が努力した金額であると考えております。

最後に、変更契約に至った経緯等についてご説明させていただきます。

資料は、19ページをお開きいただければと思います。

そちらが工事変更理由書になります。

まず、変更契約に至った経緯といたしましては、当初は既存に水銀灯が設置されておまして、そちらの照明の配線の再利用を考えておりました。ただ、工事施工着工前に再度確認をさせていただいたところ、このままでも使用が可能ではございますが、経年劣化もしていることもありまして、近い将来、故障の原因になったり、さらには交換をする必要があるというような時期が近い将来来るであろうというふうに確認がされたところでございます。

配線の交換作業等につきましては、高所作業車を必要としまして経費もかさむことから、今回の工事において実施する必要があり、さらには効率的であると考え、変更契約を実施しているところでございます。

説明は以上で終了させていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、低落札の理由、あるいは変更理由について、コメントがありましたら、どなたか。はい、どうぞ。

- 委員 最初に見積りを取ったときには、この落札者はその見積りの業者に入っていたんですか。
- 教育課 入っておりません。
- 委員長 いや、一般論としてLEDは、国内・国外、もうピンキリの値段があるに相違ないというちょっと先入観があるんですけども、だからそういう意味では一番価格が難しいのかなと。これは今回、入札の決め手になったのは労務費というのちょっと意外でしたけれども。そういう意味じゃ、こちらの方、だからLEDはちょっと高めですよ。80万円。こちら設計は73万、29万となっているのに80万円だということですね。
- 委員 関連ですけども、労務費が一番高い落札、入札している人が2,000万、一番安い人が今回の1,000万円ということで、半分ぐらいですよ。労務費の違いは分かるんですけども、実際LED自体の、これは同等品ということでやっていますけれども、どの程度LED自体では業者によって差があったのかというのは分かりますか。
- 教育課 部材そのものの金額でということでお話をさせていただきますが、まず今回落札をされた業者さんにつきましては、640万円というところがございます。そして、こちらのほうの部材につきましては、一番高いところで1,144万円。それで、別の金額ですと730万円程度と、あと650万円程度の内訳を頂戴しているところがございます。
- 委員 事前の見積り、複数業者から取ったということですけども、そのときのLEDの値段の差というのは結構幅はあったんですか。
- 教育課 そちらのほうは、ほぼ同等ぐらいでありました。
- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 労務費がすごく抑えられているわけですけども、もう工事は終わっていると思うんですが、労務上の問題って発生していないというのは確認してありますか。
- 教育課 そちらにつきましては、現場のほうも、私も常に確認させていただきましたし、多分これはちょっと私の感覚で申し訳ないんですけども、代表の方が結構常につきっきりで施工とか結構やっていたので、多分その分を少しある程度調整していただいたんではないかなと推測されるところでございます。
- 委員 落札率が低いのはいいことなんですけれども、その逆に例えば下請いじめが発生したり、労働者の労務条件が悪くなったり、労働基準法に違反しちゃったりというようなことになると、それはそれで問題ですので、落札が低いときにはそういう注意をお願いしたいと思います。
- 教育課 はい。
- 委員 あまり今回のことに関係ないかもしれませんが、もともとこの照明を設置する際に参考として日本サッカー協会のものを参考にしてはいますけれども、ここ、グラウンドはサッカー場なんですか。野球もされると思いますが。
- 教育課 あちらのグラウンドにつきましては、基本的には多目的運動場というような定義となっております。ただ、今回助成を受けるに当たりまして、日本サッカー協会のここの助成金を

ちょっと活用させていただいているところです。それで、サッカー競技として照明を設置することによりまして、あちらのグラウンドを面的にカバーできるというところがございますので、既存の照明では、野球の方々ともちょっとお話をしていたときに、やっぱりかなり暗くて練習もままならないというところでもございました。ただ、今度新しく工事を行いまして、変更状況も見ていただく機会をつくったんですけれども、その際には、これだと今までと違っていろいろもっと幅広い活動ができるかなということでお話を頂戴しているところです。

○委員 いえ、お聞きしたかったのは、サッカーだけを考慮して照明つけたのかなということなんですが、補助金という目的もあったということですね。分かりました。

○委員長 この補助金というのはどれぐらい。これは町に直接振り込まれるんですか。

○教育課 こちらのほうは2分の1の補助になります。

○委員長 それは入札の段階で皆さん分かっていたのかしら。

○教育課 応札される業者さんにつきましては、基本的にその補助金事業ということはお分りになっていただく、まずお話はしていますし、さらには落札が補助金事業であろうと、補助金事業でなかろうと、実際町がその分を担保するという部分がございまして、その辺は業者さんのほうは影響はないかと考えております。

○委員長 あくまでも一般論として、民間では補助金が入る事業だと発注の業者にはよきに計らえて、自分の出し前が半分だとか4分の1だとまあまあいいかみたいに甘くなるものなんですけれども、こちらはちゃんと、そういう意味ではあれですね、しっかり設計もしたしということでもございますかね。

あとは、変更理由、その電線の交換について、それについて委員の皆様、何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

○委員 この変更というのは、もともとは既存のを使うと、そこは結局のところ、現地を見て、これはまたどうせすぐ変えなきゃいけないから今まとめてやったほうがお得かなという、そういう利益衡量というか、そういう感覚なんですね。

○教育課 現場を確認というか施工前にさせていただきますけれども、やはり配線自体の老朽化も結構進んできていたということがありまして、実際このままつけることは可能です。ただ、こういったものが故障の原因になったり、なおさらこの配線をするときに高所作業車というのがやっぱり必要となってくるので、今回やるのが一番効率的であるというふうに換算してあります。

○委員 結局また修理すると費用がまた余計にかかるということですね。

○教育課 はい。

○委員 この費用も半分出るわけですね。

○教育課 そうなります。

○委員長 私も今同じことを聞こうかと思っていました。それであればやったほうが。そこが賢くということですね。ずるくではない、賢く対応したということかと思えます。

あと、何かじゃございませうか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

○委員長 次は、3番目、山崎配水管布設替舗装復旧工事ということで、これが落札率が70.2%ですかね、ちょっと低かったと。それから積算価格。安いので、見積価格とかやったんですか、低かったのですねというのと、あとは内容、契約内容の変更をしておりますので、その変更の内容について、その辺を中心にご説明をお願いします。

○水道事業所 それでは、説明いたします。資料につきましては3番になります。

初めに事業概要について説明いたします。事業名、上3工第12号山崎配水管布設替舗装復旧工事になります。事業場所につきましては、宮城郡松島町竹谷字山崎外地内、事業期間が令和3年6月9日から令和3年11月30日までということで、工事のほうは終わっております。そして、内容ですが、2ページのほうをお開き願います。

2ページの事業概要説明資料、事業概要ということで、施工延長が285.3メートル、路盤工、不陸整正が780平米、舗装工が同じく780平米、撤去工も780平米です。

内容的には、町北部で令和2年度に配水管の布設替工事をしております。町道のほうに埋設したわけですが、その舗装復旧を令和3年度で影響範囲については復旧したのになります。次に、入札の資格概要と入札の結果についてご説明いたします。

1ページに戻っていただきまして、今回につきましては、発注方式は条件付一般競争入札になります。

要件につきましては、2にあります。舗装工事に登録されている者で、宮城郡、塩竈市、多賀城市又は仙台市内に本店又は営業所がある業者さん、その中で舗装の総合評定が500点以上の業者ということで募っております。結果として入札参加者が6者となっております。

入札結果になりますが、3番、入札が令和3年6月3日になります。

入札結果につきましては、4番にあります。予定価格468万4,900円に対しまして落札が328万9,000円、落札率が70%となっております。

詳細につきましては、入札書のほうが18ページ、19ページにわたって入札書があります。

そして、今回の抽出案件ということで、低入札となった要因ということで、入札に合わせて各業者さんのほうから内訳書のほうを頂いておりますので、解析しますと、町のほうの積算に対して直接工事費に関しては全者ほぼ100%に対して、今回落札一番低かった業者さんでいうと、それに関連する諸経費についてが40.5%と低く抑えて応札した結果、70%という入札率になったものです。この傾向として見ると、震災の復旧・復興関係が宮城県内、令和2年度でほぼ終わっている中で、工事関係が減少している。その中で、受注を確保したい業者のほうが高めに抑えてきたものと思われま。

次に、積算価格の妥当性ですが、今回の積算については、水道管布設替工事影響部分について、道路管理者等立ち会いまして復旧断面を決め、発注しております。その内容については、積算については、数量に対して宮城県土木部が保管しております歩掛や労務及び資材の単価に基づき適正に積算しております。積算価格についても妥当となりますし、今回こちら県のほうの歩掛、労務に関してもほぼ公表されていまして、それをもって積算した結果がそのまま直

接工事費の結果に表れているものと思っております。

最後に、設計変更の理由になります。

理由書につきましては、資料の26ページのほうに変更理由書をつけさせていただいております。

今回の工事につきましては、先ほど話しました水道管布設替工事の影響部について、工事に先駆けて道路管理者と復旧断面のほうを決めて発注しております。その後は施工業者が決まりまして、再度現地測量のほうをしていただいた中で、一部舗装の沈下やこのまま舗装を取り壊したときに剥がれてしまうようなひびの部分があったので、再度道路管理者と再立ち会いをしまして復旧範囲のほうを再検討させていただいております。その結果、こちら下にありますが、舗装の部分を10平米ほどちょっと多くしました。それに対して、アスカブと言われる舗装の端のほうにアスファルト製のブロックでのり面のほうに排水しないように止める工法、こちら当初復旧範囲で撤去する部分があったので入れていたんですが、復旧範囲の見直しに伴って減になったと。結果、トータルプラスマイナスゼロということで、内容が変わったので内容変更等をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

- 委員長 委員の皆様、何か質問等、ございますでしょうか。
- 委員 26ページのところの変更理由書のところなんですけれども、当初の770から780のほうに変わっていますけれども、これ単位は立米でいいんですか。
- 水道事業所 すみません、確かにこれ立米と入っていますが、上から平米で、一番下の箇所だけが立米になります。
- 委員 ということは、トータルで増は。
- 水道事業所 トータル10平米増です。
- 委員 10平米ですか。
- 水道事業所 はい。770平米に対して780平米ということで、10平米の増。
- 委員 10平米増で130万円ぐらい上がったということ。金額は一緒ですか。
- 水道事業所 今回最終額は28ページに変更契約書がありますが、変更契約についてはプラスマイナスゼロなので、内容変更のみということで、金額的には増額していません。
- 委員 ないということですね。
- 委員長 ですから、これについては、変更の規模が小さかったということですかね。
- 水道事業所 そうです。
- 委員長 それ以外の要因でプラスとマイナスで行って来いというような感じだったということでしょうかね。
- 水道事業所 はい。
- 委員長 あと、何か質問ございませんか。
- 委員 一般的に舗装工事はどうしても競争が激しいというか、割と単純な工法で効率よくできるので、どうしても競争が、入札参加者も多いだろうし、落札価格が下がりがちなような気

がするんですけれども、これはどうなんですかね。

○水道事業所 水道に関しては、今年度これ1本だけなんですけれども、確かに昨年とかに比べると特に舗装とかというのは増えている傾向にありますし、特に今回の工事現場というのが北部で人家の入り口が少ないのと、交通量も少ないので、比較的やりやすいということで、低めでもということで、最低落札では考えて入れたのかなと思います。

○委員 発注事業一覧表では、12番、13番、14番あたりですね。舗装工事。舗装補修工事。88.3%、77.6%、73.2%と。多分、公表されている情報だけで、予定価格も最低制限価格もある程度予想はできるんですよ、業者は。

○水道事業所 特に舗装だと、不確定、要素的に業者さんがどうかというのは、安全費の交通整備員だけは公表していないので、それは業者さんによって若干まちまちですけども、そのほかに関しては、もうほぼ公表されているデータで積算できるような、その中でやはりあとはどこまでできるかとか、利益とか考えるかというふうになるのかなと思っています。

○委員 今回は最低制限価格のちょっと上を狙った業者が1者いて、本当に取りたかった業者がそこを狙ってきたという、そういう感じですかね。

○水道事業所 そうですね、特に今回取った業者、水道の部分だけでいえば初めてというか、仙台の業者さんで、やはり全体的に少なくなってきて、そういったところでもある一定、県内の大きい工事に関わっている中でいけばそういう傾向もあるのかなと思っています。

○委員長 あと、変更工事でしたので、何がプラスになって何がマイナスになったかというような明細はつくられていますか。根拠的なものとして。

○水道事業所 26ページに変更した部分で、その路盤工と舗装工と、各部分でどうプラス・マイナスになったかというのは、理由書のほうは掲げさせてもらっています。

○委員長 金額については。

○水道事業所 金額のほうにつきましては、24ページを見ると、特に工事の内訳書あるんですが、ここでプラス・マイナスがあります。

○委員長 はい。ここで、結果的には25ページで、合計では一緒になりましたよということですね。

○水道事業所 はい。そのような形です。

○委員長 ですね。みんなそれぞれそんな動いていないので、軽微な変更だったということで、対応したということでよろしいでしょうかね。

○水道事業所 はい。

○委員長 はい、分かりました。あと、委員の皆様、何か。よろしいでしょうか。

結構です。どうもありがとうございました。

○事務局 それではこのへんで休憩とさせていただきます。3時10分ぐらいからでいかがでしょうか。

○委員長 そうですね、3時10分からということで、また再開したいと思います。

(休憩)

(再 開)

○委員長 それでは、今度は業務委託ということでございます。

まず最初に、これ幡谷地内配水管布設替実施設計業務委託ということで、抽出理由としましては、これ50%の低落札率であったと。なので、併せて積算価格、こういうふうに計算されたというところを中心にご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○水道事業所 水道事業所でございます。

上3委第125号幡谷地内配水管布設替実施設計業務委託でございます。こちらについてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、4番になります。

事業名につきましては、上3委第125号幡谷地内配水管布設替実施設計業務委託になります。

業務場所につきましては、松島町幡谷字行下外地内、事業期間につきましては令和3年7月21日から令和4年2月28日までの期間となっております。

概要につきましては、2ページをお開き願います。

事業概要説明書の事業概要の欄になります。配水管布設替業務一式、配水管布設替設計ということで、870メートル、そのほかに各関係機関との協議・申請書などの作成ということになっております。

内容につきましては、老朽管、老朽化した配水管、今現在入っているものの布設替工事ということで、全部で2か所で、トータル780メートルの実施設計になります。

次に、入札公告と入札の結果についてご説明いたします。

初めに、この工事につきましては、条件付一般競争入札になります。

資格要件につきましては、宮城県内に本社又は営業所がある中で、過去5年に地方公共団体が発注した配水管用ポリエチレン管の実施設計業務を元請として履行した実績がある業者ということで募りまして、資格申請者につきましては6者、入札参加者も同じく6者になります。

入札計画につきましては、3番、入札日が7月15日、入札結果ですが、予定価格が423万5,000円に対して落札額が211万7,500円、落札率は50%となっております。

低入札になった業務ということで、入札に合わせて各社から出してもらいました内訳書のほうを見てみますと、最低落札者に関しましては、町の積算に対しまして直接原価と言われる工事の業務の主要な部分に対して、町に対して67.4%、諸経費に対しては36.5%と低く抑えて応札したものとなっております。最近、昨年あたりから、この業務委託の傾向を見ますと、震災復興関係、宮城県に特に言えるんですが、そういった業務のほうが減ってきている中で、やはり受注、申し込む業者のほうは増加している傾向にあります。そうした中で、受注確保したい業者のほうが高額で応札したものと思っております。

次に、積算価格ということで、今回の町のほうの積算価格につきましては、水道のほうにつきましては、全国簡易水道協議会という組織がありまして、そこから発刊しています歩掛と、あと宮城県土木部が発刊しています労務単価に基づき適正に積算しております。そうした中で

は妥当であるのかなど。実際、こちらのほうの歩掛にしても、単価にしても、実際公表されていて、ある一定各業者さんに関しては、内容的には十分積算ができる内容の中で入札に依拠しているものと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

一応は競争が過熱しているということで、積算価格も一応はおおむね妥当なものを行ったんだけどもというご説明でございました。委員の先生方、ご質問等ございましたら。

○委員 この最低制限価格がいわゆる税抜き192万5,000円で、落札価格もすっかり同じなんですけれども、これは分かるというか、計算すれば分かる。

○水道事業所 町のホームページにも50%という記載があるので、50%が最低だというラインまでは分かると思います。あと、先ほども少し話したとおり、積算価格も大体ほぼほぼ分かる中でなので、あとは本当にこの下のほうを狙う、言い方はあれですけれども、そういう傾向があるのかなと思っております。

○委員 ただ、完全に合っているということは、完全に計算して読んでやったという感じなんですか。

○水道事業所 結果として見ればぴったり50%だったということです。

○委員 偶然といえば偶然だと。

○水道事業所 偶然だと思います。

○委員 そうですか、はい。

○委員長 偶然ですかね。

○水道事業所 価格の中でいうと、多分業者さんでもし開きがあるとしたら、直接の人件費の下に交通費だったり、あと成果品の印刷製本だったり事務費関係が、全体の中で見れば数%なので、そこで差があるかどうかだったんですけれども、今回はそれがうちと応札した業者さんで同じような感じというふうになったのかなと思っております。

○委員長 ここは、最低制限価格を何%にするかというのは難しいところですね。ただ、やっぱり気持ち悪いですよね。ということは、最初から漏れていたというのはちょっと語弊ありますけれども、それだとかこういうことが起こるからなという。ただ、でも、それもあまり合理的とは思えないですね。出すほうは利益を求めて札入れるわけだから、利益がないところで最低でという、ないかどうかは分かりませんが、何だかなという感じもします。結果、蓋を開けてみれば200万円でも取れただろうし、なんですよ。ちょっとそういったところが引っかかる場所がありますけれども。

あと、何か質問等ございますか。これは、過去においても設計についてはかなりこういった、あとは清掃とかの業務委託なんかはかなり低い金額でというのはありましたから、それじゃ入札のいいところ、メリットということで落ち着いたという評価はできるのかなとは思いますが、よろしいですか、皆様。

じゃ、結構でございます。どうもありがとうございました。

次、2番目、コンビニエンスストア等証明書自動交付システム、これは1者随契だったわけで、過去において1者随契だと大体見積書をその業者さんから取って云々で100%というケースが多いんだけど、83.2%だったというところ。それからあと、金額が結構大きいというところで、あとはこれコンビニの自動交付、このシステムというやつが今どんどん普及しているところなので、じゃどういふものなのかというところもあってピックアップさせていただきました。

じゃ、そのあたりを中心に説明をお願いいたします。

○町民福祉課 それでは、コンビニエンスストア等証明書自動交付システムデータ連携業務委託につきまして説明いたします。

初めに、1者随意契約の理由について説明いたします。

こちらの業務委託は、コンビニエンスストアで住民票等の証明書の取得を可能とするための既存の住民基本台帳システムを改修して証明書自動交付システムへの連携を実施するものであります。

1ページに記載がありますが、既存システムの機器構成やアプリケーションの関連性など、システム全般にわたって精通している必要があり、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・第6号に該当し、かつ財務規則第101条並びに随意契約制度運営要領第4見積書徴収の特例に該当することから、1者による随意契約としております。

続きまして、積算価格の妥当性について説明いたします。

積算価格は、証明書自動交付システムへのデータ連携のためのカスタマイズに係る費用、現地環境設定、導入支援に係る費用について積算したものであり、見積書の基礎データとなる一般財団法人経済調査会発行の月刊誌積算資料からソフトウェア開発業務の東京単価の技術者料金を単価として積算しております。

4ページからの内訳書及び単価表に記載がありますが、人件費を東京の単価で積算した分、落札価格が低く抑えられ、落札率が83.2%となったものと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、何か質問等ございますか。

○委員 今の説明ですと単価が高いほうでやられたということで、大分差が出たということですが、安いほうというのはあるんですか。つまり、地元というんですかね、地方の金額でやると合ってくるということなんですか。

○町民福祉課 私のほうからお答えします。

先ほど申した積算資料に掲載しています単価については、全国8拠点掲載をしております、採用したのは東京の単価となりますが、例えば仙台の単価、これを今回の計算、積算に当てはめてみますと、資料の6ページに単価として特殊作業員5万2,300円、普通作業員3万5,

500円とあります。これが東京単価なんですけれども、これが仙台単価となりますと、特殊作業員が4万円、普通作業員が3万1,550円となりまして、それでもってトータルを積算しますと、2,337万3,900円となります。東京単価で計算しました積算の金額と照らし合わせますと大体88%の金額が積算されます。以上です。

- 委員長 あと、金額の問題よりも、最初の随契とした理由。要は住民基本台帳システムと連携するから、そこのところをシステム設計をしている業者さんがという。ただ、ほかのシステム、あるいは住民基本台帳も同じなんですけれども、ほかの業者さんが新規に受注する場合には、既存の業者さんはそのシステムの設計書なりそれ全て開示してやりますよというのが基本的な契約じゃないかなという気がするんです。だから、確かにつながりの部分では、守秘義務が問題だったらば、ちゃんと受注する業者にも守秘義務を負わせればいいだけの話なので、本来はそこは密接にというのは、お気持ちとしては分かるんですけども、どうなのかなという。それだけで随契の理由になるのかなというのが個人的にちょっと思います。ただ、実はどうかというと、おっしゃるとおりなんです。あれは要は別々のシステムをつないでいるんですよね。あれは本来全部1つのシステムにしないと駄目なんですけれども、みんなそうやって合併で綱引きのし合いであんなふうになっていると思うんです。となると、もう一度どこかでスパンと全部大きく1つのシステムに変えないと駄目なはずなんですよね。だから、実務的にはこの選択は正しいです。けれども、やはり一応表面上はといいますか、適正な価格でというのであれば、システムの設計内容を開示すると仮定して独自の設計をしていろいろとするとどうなりますかというのがやっぱり本来はやっておこなきゃいけないんじゃないかなという気はします。

あと、委員の皆さんは何かご意見ございますか。はい。

- 委員 このコンビニを使った自動交付システム、導入というのは義務づけられているんでしょうか。

- 町民福祉課 義務ではまだないです。

- 委員 ないですよ。ですから、サービスの一環としてやっているような感じの認識でよろしいんですか。その際に、変な話ですが、2,000万円をかけて今回これを導入して、じゃ実際にそれを使ってそういう証明書を下ろすような人って何人ぐらいいるんだろうというところで、費用対効果みたいな感じのものというのは、何か検証されたのかなというのをちょっと考えてしましまして、そこまで要求されて、いろんな人からぜひともこれやってくださいというのであればどんどんやるべきだと思うんですけども、そこまでそれを使ってやる人っているのかなというちょっと疑問がありまして。逆にデータなんかあるんですかね。今何人ぐらいコンビニで印刷した人がいますというような情報があつて。

- 町民福祉課 一応近隣市町村のコンビニ交付の発行状況を確認したところ、5%から10%ぐらいの割合で証明書交付を受けているようです。やっぱりコロナ禍ということで、窓口でお客さんが体調を見て人との接触を減らすというところからもコンビニ交付がすごく重要視されていて、最近やっぱり町民の方でコンビニ交付が始まっていると思ってコンビニに行ったら取れなくて、何で取れないんでしょうかという問合せも結構来ています。一応4月からコン

コンビニ交付、松島町は始めますということで、県内では20番目のコンビニ交付の始まる市町村なんですけれども、一応松島町は戸籍も、県内に住んでいても本籍が松島町であれば取れますということも可能にしていますので、それらをコンビニでする方は増えてくると思います。

○委員 じゃ、町民の方から要望もあって、コロナ禍のこともあってということで、必要な導入だということですね。分かりました。

○委員長 基本的にマイナンバーカードないと取れないですよ。若い人たちは忙しいでしょうから、コンビニ24時間やっているんだから、私は合理性を感じます。あとは自分の選択の問題ですから。ただ、この流れというのは、キャッシュレスの流れもそうですけれども、やはり日本社会全体としてはその方向に行くんだろから、致し方ないんだろなというふうに個人的には思っていますけれども。

○委員 これは便利といえば便利なんです。

○委員長 ですよ。だから、そういう意味では、2市3町の中で、ちょっと松島遅れているんじゃないと。あれだからいい選択、決定じゃないかと個人的には思っていますけれども。

○委員 ちょっと積算の話に戻るんですけども、単価については先ほどの話で分かったんですけども、数量のほうも、作業ごとに数量が40日とか60日とかあるんですけども、これはどうやって決めるかいうか、あるんですか。業者から見積りいただいていた。この辺はなかなか分からないですもんね。

○町民福祉課 すみません。そのことはやっぱり業者に聞かないと、これぐらいの日数かかるというのは判断できません。その部分は、やはり情報提供をもらって、あとは単価、こちらのほうであるものでということで、合わせてやったのは事実でございます。以上です。

○委員長 そうですね。それこそ、私先ほど申しましたように、マイナンバーカード、それからキャッシュレスの普及という日本経済のための投資だから、国のほうで補助金出すのが筋だと思いますよ。だから、コロナ対策だけじゃなくて、本当は、これをやることによってコロナ対策もマイナンバーカードと預金口座がひっつけば即座に振込が可能になっていくのに、何でそういう合理的な考えをしていないんだろな。やはりもっとほかの業者さんと公平な競争をやるようにしたほうがいいだろうというのは思うんですけどもね。要は町の予算でやれということですよ。

○町民福祉課 今回の事業は、そもそも導入には補助はなく、特別交付税の対象となっています。なかなかそれで踏み切れなかったんですけども、今回コロナ禍において、これが交付金の対象になり得るということで、実施にいたったということです。

○委員長 ですよ。松島町にとって2,000万円は大きいですよ。

○町民福祉課 大きいです。

○委員長 だって、商売やっている人たち、こちらの自営業者さんたちはもう納税や何かかなり減っているんだろと思います。あまり関係ないですけども、そんなふうにあります。

あと、何かご質問等ございませんか。このシステム自体は、どうなんですかね。あとこれ保守料とかもあるでしょう。結構かかってきますよね。年間どのぐらいかかりますかね。

○町民福祉課 月額で30万円程度かかってきます。

○委員長 月額30万円ね。

あと、コンビニ自体も複数のコンビニですね、系列あるから。要は端末機も何だかんだ何だかんだと別なあれですよ。それでも互換性は全く問題ないんでしょうかね。

○町民福祉課 それにつきましては、私どもは全国コンビニさんだったり、このサービスを提供している事業者全てで交付ができるようにということで申し込んでおまして、今まさにテスト、試験をするところなんですけれども、特に3月には東京都内に評価センターというのがありますので、そこでタイプ別の機器が10種類ほどありますので、全部でテストをして4月からの提供ができるように臨みます。

○委員長 この辺のシステム設計料というのは、コンビニエンスストア協会全体自体で恐らく1つのものをですかね、開発とかやって全国のコンビニに適用させているのかな。多分、そんな気はしますけれどもね。となると、あとはコンビニぐらいでも、何かほかの施設ですか、著名の施設なんかでも、ここにもあったほうがいいというのがあれば、そこにも設置するとかというのはあるんでしょうか。公民館とか。

○町民福祉課 今現在は予定しておりません。公共施設の代わりにコンビニ、各方面にあるのでということで、そうさせていただいております。

○委員長 ですね。町役場に付設すれば、何だ、人いるんじゃないかと言われますもんね。確かに。はい、分かりました。

あと、何かございますか。よろしいですか。よろしいでしょうか。

じゃ、結構です。ありがとうございました。

それでは6番目、松島町固定資産評価替えに伴う路線価等メンテナンス業務委託について、これは1者入札というふうになっておりますので、何で1者入札になったかと。金額も2,310万円と高額ですので、これの1者入札となった理由というところを中心にご説明をお願いいたします。

○財務課 それでは、税3委第126号松島町固定資産評価替えに伴う路線価等メンテナンス業務委託についてご説明いたします。

1枚目、審議事案説明書をご覧ください。

事業期間につきましては、令和3年6月から令和6年3月までの3年としております。固定資産の評価は単年だけで完結するものではなく、過去の評価替え等も影響してくるため、複数年での契約となっております。

資格要件につきましては、条件付一般競争入札で、入札参加資格において航空測量や土地調査等を持ち、過去5年間に作業実績がある業者で行いましたが、応募業者は1者であり、落札率は94.8%となっております。

契約の相手方は、5番のとおりとなります。

1者しか応札しなかった原因としましては、本業務は令和6年度の評価替えを目的として令

和5年度末を契約終了としています。同様の業務は同時期に各市町村も発注されるため、人員確保等の観点から入札を見合わせたものと推測されます。

2枚目、事業概要説明調書のほうをお開きください。

右側、事業概要につきましては、3年ごとに地方税法で定められている固定資産の評価替えを目的として実施されるものとなります。業務内容は3つに分類され、事業概要のほうに書きましたが、土地、家屋等の経年異動判読調査、画地条件の計測、評価、路線価の検証、算出となっております。

説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問ございませんでしょうか。

○委員 これは大体3年おきに同様に同じ業務の発注がされているという、そういう理解でよろしいですか。

○財務課 はい。固定資産の評価が3年ごとになりますので、同じようなサイクルで発注している形です。

○委員 3年前の入札で、落札者はやっぱりこの業者さんなんですか。

○財務課 そうですね、はい。

○委員 3年前もやっぱり1者ですか。

○財務課 そうですね、条件付一般競争で実施しまして、そのときも1者応札で落札した形になっています。

○委員 実質的に、一度業務をやる、何というか、実質的に1回業務をやると、情報的にすごく有利になるとか、そういう面はやっぱりあるんですかね。

○財務課 同じ町でやっていますので、各土地の形状とか、あと松島町はほかの市町村と違って観光とかの条件とか、そういう路線価のほうに対しての補正とかもありますので、若干的には有利になるとは思いますが、基本的には評価要領というもので全て固定資産税の評価を決めるものですので、そういう土地を、松島町をやってきたということは若干有利ですが、基本的な評価方法はほかの業者でもやれると思います。

○委員長 いわゆる国土地理院のホームページとかで、固定資産税の評価については、そこからぱぱぱと飛んでいって、だからそこかなり密接に関係しているんだろうなと。だから、国土地理院とか、だからこの業者さんなんかも、恐らくもう相当昔からお付き合いがあって、そういったものの情報がいち早く入ってきて、路線価の評価自体は、各都道府県単位、あるいは国税局単位で地元の不動産鑑定士とかその辺と一緒に4月1日で路線価を算定しているんです。恐らく固定資産税評価は、そこで毎年更新されたやつを数字を持って行って、固定資産路線価を更新が必要なものはそのまま数字を更新し、新しくできた道路については独自に固定資産税路線価をしていくとか、恐らくそうなっているんだろうと思う。となると、やはり国土地理院の地図、あれが一番ベースになるんじゃないかと思っているんですが、どうですか、落札業者さんというのは、その辺の関係は。

- 財務課 あくまで評価で考えれば、まず基本になるのは国で出している公示価格と、それと基本的には地価調査が基になっております。それで、そちらからそこ、その固定資産を算出する土地の場合ですと標準地というのを決めまして、そこから逆に路線価を振っていくというような形になります。
- 委員長 ただ、地図を描くのは誰か。まずは地図なんですよ。道路が新しくできれば、そのように、トンネルがこうやってできたとか、それから住宅地が拡張されて、こここのところにこういう道路ができたとか、もうほぼ日本全国全て地図ができていますよ。だから、やっぱりそこに合わせていかないと、タイムリーな固定資産税路線価の賦課もできないだろうから、ですよ。いや、だから想像で物を言っただけなんだけれども、恐らく、そこにはなかなかこの業者さん以外のほかの業者さんが組み込めないという事情があるのかなというふうにはちょっと思うんですけども。
- 委員 結局3年に1回しか回ってこない仕事ですよ。ですから、今発注、同じような仕事をやっている人もどこかで3年に1回のその仕事をやっていて、同時にまた発注があれば、そこでやっぱりいたほうが有利ですということ。
- 財務課 3年に1回なんですけれども、結局工期を見ていただければ分かりますけれども、3か年分で1か年、2か年、3か年ということで契約はしています。
- 委員長 これ日本全国の各都道府県みんな一緒でしたよね。
- 財務課 評価替えについては一緒です。
- 委員長 評価替えについては一緒ですよ。だから、業務が3年に1回集中するんですよ。
- 財務課 3年に1回というか、最初の発注は3年に1回に集中するというような形になっています。
- 委員長 そうですよ。
- 委員 積算の、これ単価表ついていないから分からないんですけども、積算の人数とか単価とか、それぞれ項目ごとに人員とか、あと何筆やるかとかあるんですけども、すると単価はどこから。
- 財務課 単価は、国土交通省さんで出しております令和3年度設計業務等技術者単価のほうから持ってくるので。
- 委員 技術者単価。数量のほうは。
- 財務課 数量のほうは、毎年法務局のほうから固定資産の異動通知が来まして、土地の分筆とか、土地については分筆・合筆、家屋については新築・滅失等が来ますので、毎年来ていますので、その平均的というか、最大値といったものを見て……
- 委員 すると、その人員、人が作業する人員、延べ何人というの出すでしょう。積算しなくちゃならないですよ、それに対して。例えば150筆だったらそれに対して何人とかというの。それはどうやって出しているんですか。
- 財務課 これは毎年というか評価替えごとにやっていますので、そちらの場合の業務とかも参考にしてやらせていただいております。

- 委員 業者さんから見積り取ってやるということによろしいですか。
- 財務課 もちろん前回のほう、前回もこの業者さんだったんですけども、そちらから見積りも取ったりしていますが、実務的なものは、こちらで先ほど言いました異動した数値の平均等を取っております。
- 委員 何か全国で同じように、全国の市町村でやっているんですから、そういうのを共通的な積算の方法というか、統一的なものがないんですかね。
- 財務課 積算の方法、この業務は我々路線価と土地の各地の計測、家屋の滅失等をやっていますが、ほかの市町村によっては、先ほど申しました標準地の不動産鑑定のみをやったりとか、その路線価路線価で別に発注したりとか、複数の業務体系でやっている市町村もありますので。松島町のほうはこの形で、路線価と一体ということで、一本でやらせていただいているというような形になっております。
- 委員長 これ国税で路線価決めたなら、もうほぼ自動的に固定資産税路線価決まればいいんだけど、固定資産税の評価というのは、もう一筋縄ではいかず、様々な歴史的経緯もあるようですけれども、だから今でも市町村独自の業務というふうにせざるを得ないというふうになっていらっしゃるんでしょうね。だから、そこ、ある意味では無駄な作業ですよ。こうやってインターネットが整って、そういった時代でビッグデータを活用できる、しかもAIも使っていますから、そういったもので業務効率化のほうできるんじゃないかなという気はしますけれども。ただ、今のところは、この前提に従って市町村がこういった業務をお金を出してやらなきゃいけないということですよ。はい。やっぱりこの単価が本当に妥当なのかというのは、どうも、比較するものがないので、ですから1者、条件付きとはいえ誰も入れないというそういうあれですから、もうそれであればいっそのこと随意契約に、随意契約はどうなんでしょうね。だから、これは公共事業としての契約になじむかということですよ。価格決定力が市町村にあるのか、ないのか。となると、実質的にないんじゃないのということさえも大げさに言うと言えるのかなというふうに思っちゃいますね、これについては。つまり独自で固定資産税評価もないか、できるかというところできないし、路線価とか、こういう先ほど言いましたように国土地理院で全部ばつと地図を描いてそれをベースに路線価、固定資産税評価、固定資産税路線価も決まっていくということを考えるとです。そんな気がしますがね。
- あと、何かございますか。これは、国の補助や交付金だとかそういったものは全然ない。
- 財務課 そうですね、これはあくまで地方税法上で決まっているものなので、国のほうからそういう補助金とかそういうものは出ないような感じです。
- 委員長 ですよ。はい。
- あと、何か質問とかございませんでしょうか。そういう意味で、形式的には入札の要件は整えているし、町としてはやれるだけのことはやったという結果かなと思いますけれどもね。じゃ、よろしいでしょうか。
- はい、ありがとうございました。
- 委員 他の自治体の同じようなこういうお金のやりとり、見れないんですかね。

- 委員長 そうですよ。じゃ、最低限、やっぱりそこなんだろうと思うんですよ。だから、そういったところで見ることができれば、少しは参考になるかなと思いますけれどもね。
- 事務局 それではこちらで、個別の審議、全て終了となりました。
今回の審議につきまして、各委員さんよりご意見、あればお願いできればと思います。
- 委員長 委員の皆さん、コメントよろしくお願ひいたします。
- 委員 先ほどからちょっと結局プラスマイナスゼロで工事変更の件が2件も今回あったので、そういうものなのかなというところは、私もよく分からないんですけども、基本的に結局プラスマイナスゼロで計算するにしても、うちはこのぐらいだからこうだってもうちょっとはつきり、書類で残せるのかどうか分からないんですけども、そういう内訳じゃないですけども、そのあたりがあればもっと分かりやすいというか、理論的に説明しやすいのかなとは思ひます。一応内訳の細かいところまで見れば載っていないわけではないのかもしれませんが、そのあたり、実際これでプラスはこのぐらい、マイナスはこのぐらいでというところがもうちょっとはつきり資料上出てくる感じで、変更するにしても、それを基にというのができればいいのかなと。金額的なところでやはりちょっと少し疑問を持たれるのもなんなのでというところはあるかなと思ひます。
- 委員 すみません、行政的には金額変更すると余計に手間かかるのかそういうのってあるんですか。
- 事務局 町では事務的な作業だけで、あと業者さんですと変更契約書の印紙代等があります。
- 委員 私の印象ですけども、もしかすると金額を変えると手間が増えるので、つじつま合わせをしているんじゃないかなという気もするんですね。
- 委員 その程度かなという感じのかもしれませんが。
- 委員長 一個一個これをこういうふうに変えるぞとなれば、プラスアルファでこれぐらいになるよと、これになりますよと。マイナスだったら、今の積算だとこのマイナスになりますよと。全てのそれを合計して、でどうすると。では、お互いにこうだけれども、合意して前と同じという、それであれば面倒だということですよ。そういった細かいところはなくて、一応金額は変更したぞという内訳書はあるけれども、そのさらに詳細な明細がないから、何かどうなんだろうという。
- 委員 予算的に、町の予算として、その事業の予算が1つだけの工事だとしたら結局補正でしなくちゃならないわけですよ。複数あるんだったらそれなりに調整できるんですけども、1つしかないやつだとか、あるいは国の補助事業で、そういう同額だったらいいんでしょうけれども、減ったり増えたりすると、そっちは返さなくてはならないとか、そういうのを手間というか。議会にも説明をしなくちゃならないでしょうしね、多分。
- 委員 そこはですから金額、だからそんなに、絶対1円、10円、100円で細かくどうこうという話ではなくて、別にトータル的に相殺して一緒というのは、それはそれで手間とかいろいろ考えるとそれはあるのかもしれないんですけども、ちょっとそもそも論として、説明

受けたときに、これプラスでこれマイナスでこのくらいなんだけれども、でもこのくらいだから一応お話で手間暇含めて総合的に換算すればそっちのほうがメリットありますよねというんだったらまだ分かるんだけれども、何かそういう感じでお話しされていなかったというか、取りあえず大体同じだから変更しないほうが楽だよねという感じで何か流れているような雰囲気ちょっと正直、申し訳ないんですけれども、そういったものがあつたので、そこはもうちょっとちゃんとしても良いかと。

○委員長 恐らくおっしゃるとおりで、まず最初結論ありきだと思います。だから、工事業者のほうが、これじゃやれないよと、何ぼまでできるのみたいな、それで変更工事の金額が決まって、そこから中をつじつまが合うようにというのが実務的な流れだろうと思うし、あとはやっぱり貸し借りはいけないんだけれども、そこは何とかお願いするという、町のほうから。

○委員 ただ、第三者が見たときに、これは何でなのというところは、最低限、根拠づけじゃないんですけれども、そこは説得できるものが何かないと、それはこういう場もそうですけれども、ほかの何かあつたときに、これ何でこうなっているのと言われて突っ込まれたときに、そこはやっぱり正当性じゃないですけれども、そこはもうちょっとそろえたほうがいい気がしますかねというところが正直あつたのでということです。いろいろ手間とかその辺の細かいところはあるのは分かるんですけれども。

○委員長 透明性の確保という観点からのことでね。

○委員 そうです。一言で言うとそういう話になって。

○委員長 だから金額の大小の問題じゃないということですよね。はい、分かりました。

○委員 補助金の件で、先ほど有効活用をうまくされていたと思うんですけれども、やはりあつたものをどんどん取り入れながら、なるべく財政を使わずにやっていく。臨機応変に、それもポールを全部変えたほうが長もちするしとか、あつた対応というのはよかつたなどは思っております。

あとちょっと気になっているのが、不落の数が最近増えてきているのかどうかと、これどうなんですかねという。頂いた資料を見ますと、不落が結構何かあるような気がして、何かここら辺、理由があるのかなというのをお聞きできればという点と、あと先ほどちょっとコンビニエンスストアの自動交付システム、私はもちろん賛成派なんですけれども、人によってはやっぱり2,000万円もかけてやることなのという人も当然いると思うので、そのときのやっぱり説明責任というのは大事かなとは思っておりますので、その辺をきちっと、こういう理由だから今回導入をしたんだということが分かるような形になっていけばよりいいかなというふうに思いました。以上です。

○委員 今回に限ったことじゃないですけれども、特に委託費で、専門的な業務委託についての積算の仕方というのが非常に難しいなというふうに、最近コンピューターとか、デジタル化とか、そういう業務結構増えていると思いますけれども、役場のメンテナンスも含めて、その積算をどのようにするかという部分の、結局特定の業者しかできないかとなるかとかですけれども、そうしたときに町の単価と積算をどうするのかというのをもう少し、入札の制度も

含めて、今の時代に合ったような何かやり方が、どういうのがいいかちょっと私も分からないんですけども、ここの町だけじゃなくて全体として考えなくちゃいけないのかなという気がしています。それで担当も苦勞しているんじゃないかと思えますけれども。

○委員 今そういったプログラミングエンジニアがすごい単価が高くなってきて、本当にもう引く手あまたみたいなこと言われていますから、だんだん奪い合いになってきて、より単価も上がってくるような気がしますよね。

○委員 何か町の人間はそもそもが専門的なものがなくて、結局今我々が町の人に言うのは、そういうのを言えるいろいろな業者から比較検討して、勉強して、妥当だと思われるものを設定してくださいとしか言えないんですけども、その労力はかなり大変なものだと思うんですよ。そういうことをある程度軽減しながら、入札システム自体を何か工夫して競争性を担保するような形で考えるものなのかなというふうに思います。

○委員 ただ、何でも言い値に近くなってくるようなほうが、立場的に作る側のほうが強いですから、そこは何とかしていかないとやっぱり駄目ですよ。

○委員 予定価格を結構業者側が計算する能力がさらに高まっているなという印象を持ちました。そういう中で、松島町は比較的工事に関しては競争性は維持されていて、それはいいことなんじゃないかというふうに思いました。一部力関係が業者側が強い場合には、逆に落札率が高くなっている場合があって、どうしたらいいのかというのはやっぱり大きな問題かなと。そういう力関係の問題で、最低制限価格を狙う落札と逆に高くなる落札と両極化している印象を持ちました。どうしたらいいのかやっぱり難しい問題かなという気がします。

○委員長 最後に、私も皆さんがおっしゃったこととほぼ同じ今回印象を受けまして、ただピックアップした中には、特に何か入札制度の根本的な問題があるというようなものは散見されなかったと。おおむね、そういう意味では、入札監視委員会としては、特に重要な指摘というものはないけれどもというような感じで終わったのかなと思います。以上でございます。

3 閉会の挨拶

○事務局 それでは、長時間お疲れさまでした。

以上をもちまして、入札監視委員会を終了させていただきます。

なお、送付いたしました資料のデータ等につきましては、適切に処分させていただきますようお願いいたします。

それでは以上となります。ありがとうございました。
